

(案)

北本市公共下水道事業経営戦略 (改定版)

令和3年度～令和12年度



平成30年2月策定

令和4年 月改定

埼玉県北本市

目次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定及び改定の目的	1
2.	計画の位置付け	1
3.	計画期間	2
第2章	事業概要	2
1.	現況	2
(1)	事業	2
(2)	施設	2
(3)	使用料	3
(4)	組織体制	3
2.	施設の現状と将来見通し	4
(1)	汚水施設の整備状況	4
(2)	雨水施設の整備状況	5
(3)	老朽化の状況及び改築の需要見通し	6
(4)	耐震化の状況	8
3.	経営状況の将来見通し	9
4.	効率化・健全化の取組状況	9
(1)	広域化・共同化	9
(2)	建設コストの削減	9
(3)	経営の見える化	10
(4)	資金調達	10
第3章	経営の基本方針	11
1.	下水道の機能の確保	11
(1)	施設の適正な管理	11
(2)	計画的な改築・更新	11
2.	災害に強い下水道の整備	11
(1)	施設の耐震化	11
(2)	浸水対策	11
(3)	災害時の対応	11
3.	事業運営の健全化、効率化	12
(1)	経営の健全化	12
(2)	事業の集中と効率化	12
(3)	下水道の普及促進	12

4. 経営基盤の強化	12
(1) 独立採算制の原則に基づく適正な使用料徴収	12
(2) 適正な資金調達及び管理	12
5. 人材の育成	13
(1) 財政マネジメント力の向上	13
(2) 技術力の維持・向上	13
第4章 投資・財政計画	14
1. 収支計画	14
(1) 収益的収支	14
(2) 資本的収支	16
2. 投資について	18
(1) 目標	18
(2) 整備・更新について	18
3. 財源について	19
(1) 算出方法について	19
(2) 財源の確保	19
4. 投資以外の経費について	19
(1) 災害対策について	19
(2) 経費削減対策について	20
(3) その他算出方法について	20
5. 収支計画に未反映の取組や今後検討予定の取組について	21
(1) 投資について	21
(2) 財源について	21
(3) 投資以外の経費について	22
第5章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	23
第6章 経費回収率の向上に向けたロードマップ	23
第7章 下水道使用料改定による財源試算	24

第1章 はじめに

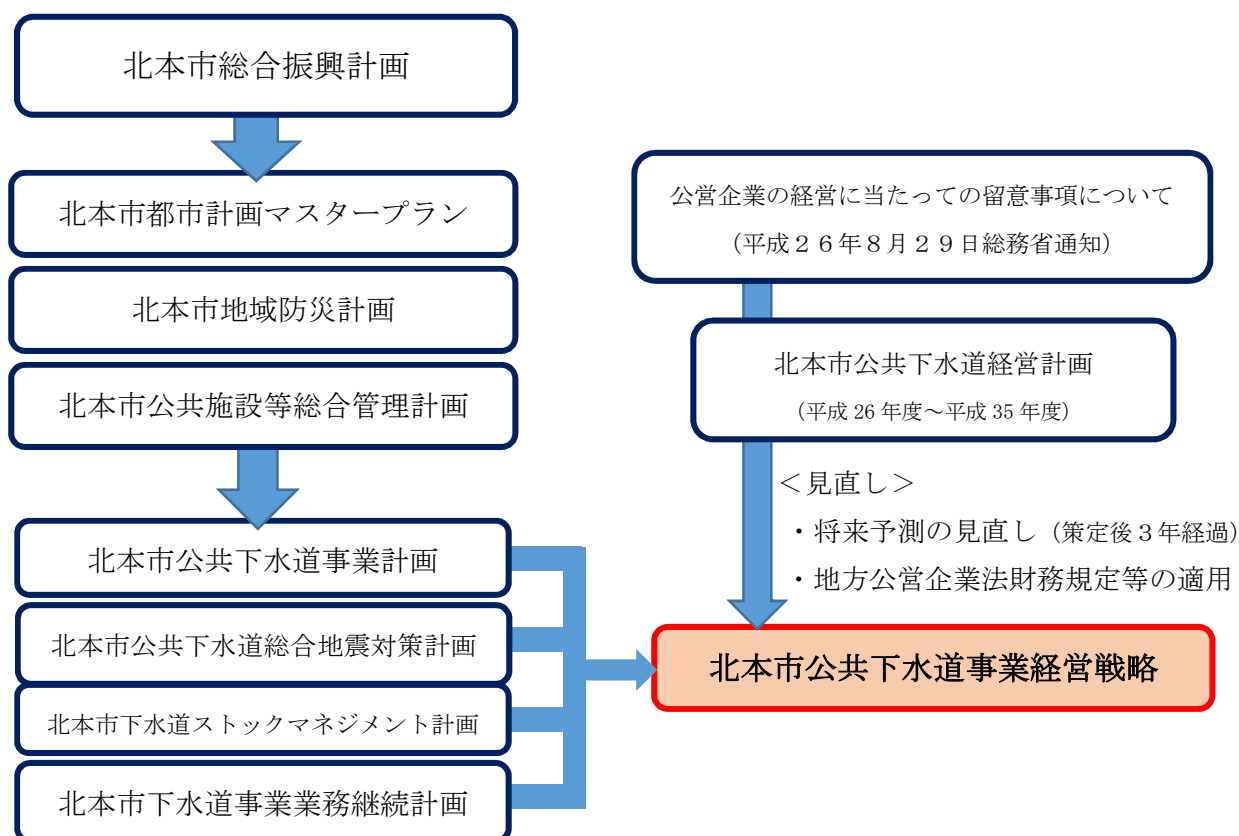
1. 計画策定及び改定の目的

下水道は、汚水の処理による生活環境の改善及び公共用水域の保全、雨水の排除による浸水の防除という機能を果たすものです。

本市の下水道は、流域下水道に接続する公共下水道であり、昭和49年度から建設事業を開始し、供用開始から40年経過しています。整備の進展により令和2年度末の整備率は84.9%となっています。今後は、保有する施設の老朽化による維持管理や更新事業に多額の費用が必要になること、また、人口減少に伴う有収水量の減少による下水道使用料収入の減少が見込まれ、下水道事業の経営に大きな影響があると予想されることから、計画的かつ合理的な経営を行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組む必要があります。

このことから、事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営を行うために、より実効性のある「北本市公共下水道事業経営戦略」を平成29年度に策定しましたが、この度、将来予測等の見直しを行うとともに、経費回収率の向上に向けたロードマップ等を示すため、本経営戦略を改定するものです。

2. 計画の位置付け



3. 計画期間

「経営戦略策定・改定ガイドライン」（総務省）において、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする旨が示されていることを踏まえ、計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

第2章 事業概要

1. 現況

(1) 事業（令和2年度末時点）

①供用開始年度	元荒川幹線	昭和56年4月1日
	桶川幹線	平成2年4月1日
②地方公営企業法の適用		平成29年4月1日（財務規定等適用）
③処理区域内人口密度		79.9人/ha
④流域下水道への接続		荒川左岸北部流域下水道へ接続
⑤処理区数		1処理区（4処理分区）

(2) 施設（令和2年度末時点）

①汚水施設	総延長	185,087m
	中継ポンプ場	1箇所
②雨水施設	総延長	9,641m
	遊水地	12箇所

(3) 使用料

現在の使用料体系は平成21年4月1日改定のものであり、経費回収率¹55%を目指したものになっています。なお、平成16年度から5年に1度、下水道使用料体系の見直し・改定を行ってきましたが、平成26年度・令和元年度の見直しは、消費税等の増税と重なったため消費税等分の使用料改定となっており、実質的には平成21年度の使用料改定が最後となっています。

なお、桶川北本水道企業団にて、下水道使用料徴収事務の共同処理を平成9年4月1日から行っています。

使用料算定基準（1月につき）			
基本料金		超過料金	
汚水排除量	金額	汚水排除量	金額（1立方メートルにつき）
8立方メートルまで	600円	8立方メートルを超え20立方メートルまで	100円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	105円
		30立方メートルを超え40立方メートルまで	110円
		40立方メートルを超え50立方メートルまで	115円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	125円
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	135円
		500立方メートルを超えるもの	145円

(4) 組織体制（令和3年4月1日時点）

①職員数 8人

②事業組織体制 建設課 下水道業務担当（3名）
下水道施設担当（5名）

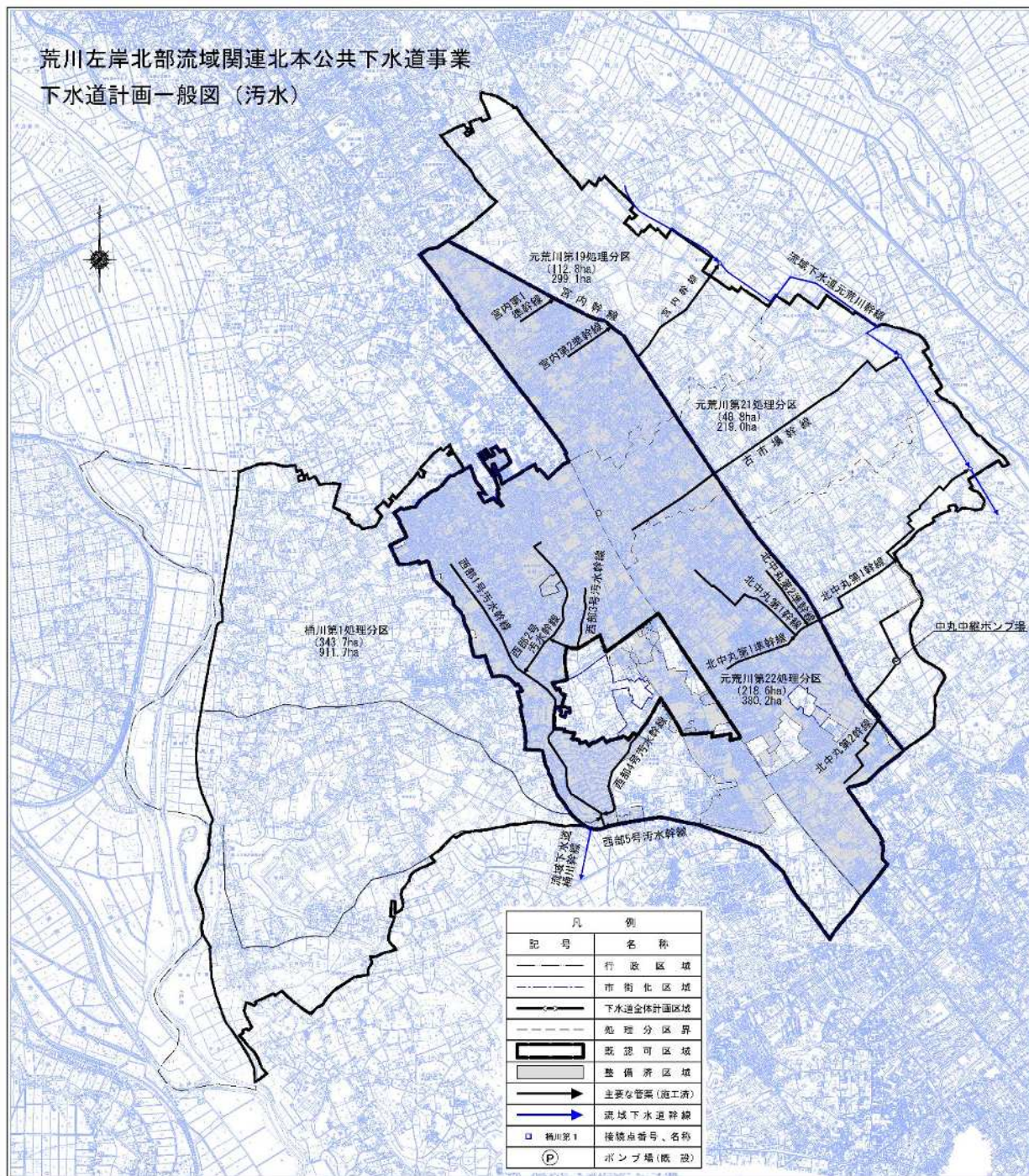
¹ 経費回収率 使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標。100%を下回っている場合、汚水処理にかかる費用が、使用料以外の収入により賄われていることを示します。また、使用料の水準等を表すものでもあります。

2. 施設の現状と将来見通し

(1) 汚水施設の整備状況

①現状

下水道事業（汚水）は、全体計画面積1,810.0ha、事業計画面積723.9haであり、令和2年度末現在の整備済面積は614.8haです。事業計画面積に対する整備率は、84.9%となっています。



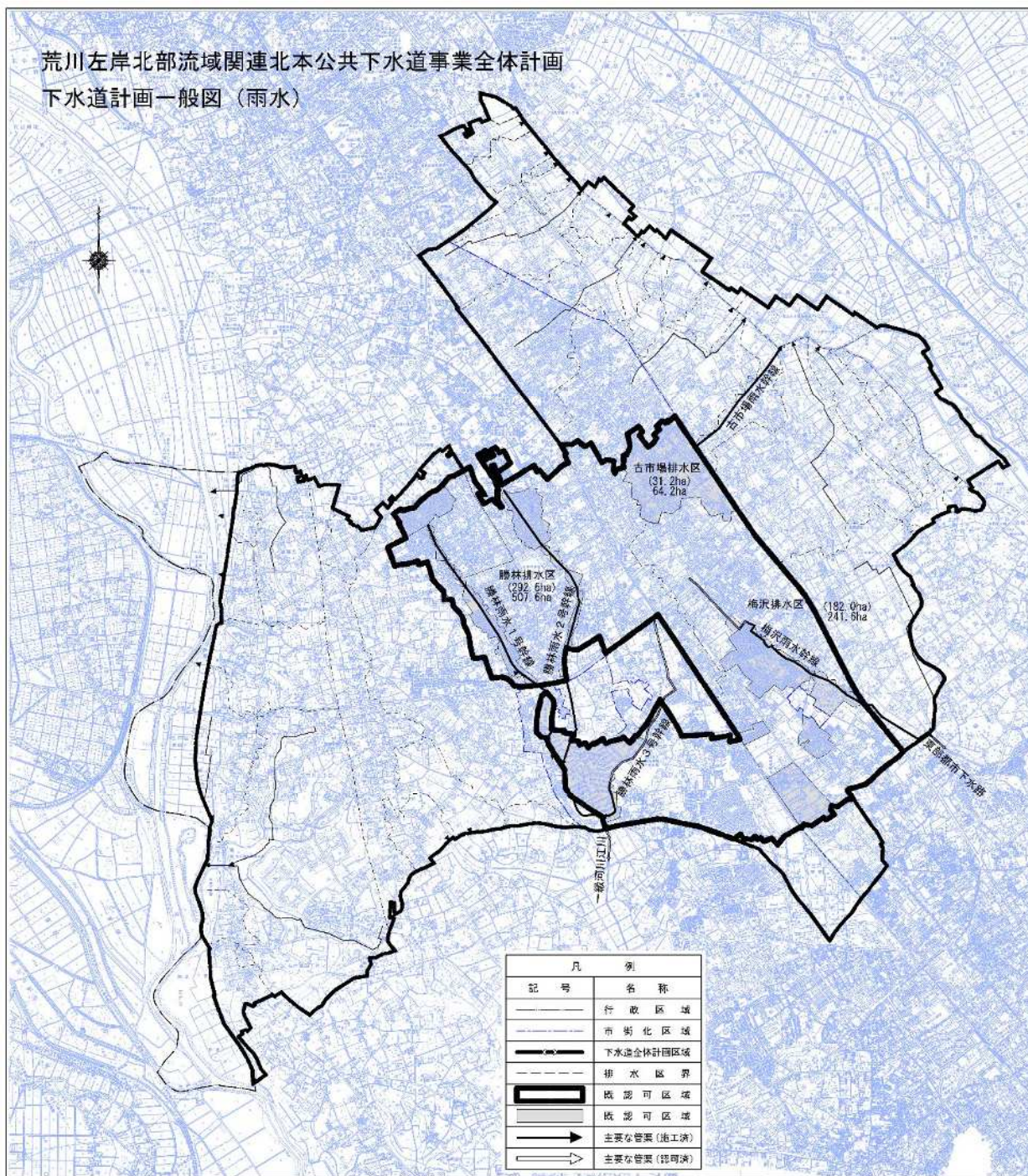
②将来見通し

久保特定土地区画整理事業の進捗状況を踏まえ、汚水施設の整備を進めます。

(2) 雨水施設の整備状況

①現状

下水道事業（雨水）は、全体計画面積 1,810.0ha、事業計画面積 505.7ha であり、令和 2 年度末現在の整備済面積は 121.1ha です。事業計画面積に対する整備率は、23.9% となっています。



②将来見通し

近年の集中豪雨等による浸水被害の状況を踏まえ、雨水幹線の整備を進めます。

(3) 老朽化の状況及び改築の需要見通し

①現状

令和2年度末現在、標準的な管渠施設の耐用年数（50年）を経過した汚水管渠はありませんが、雨水管渠については1.78kmあります。

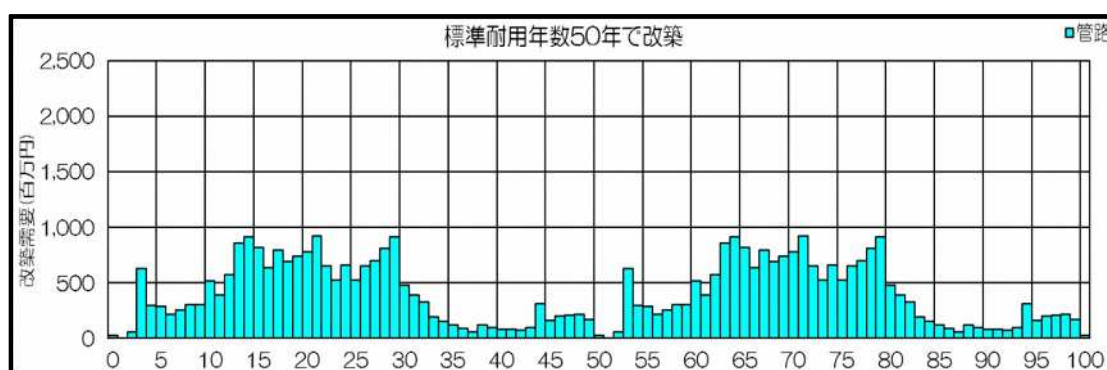
②将来見通し（北本市下水道ストックマネジメント計画²より）

・管渠施設について

整備済みの全ての管渠（汚水・雨水、幹線・枝線）を標準耐用年数50年で改築するものとして、改築の需要を見通しました。

管渠は平成29年度末までに建設済みの施設を対象とし、改築の需要見通しは、国土交通省水管理・国土保全局下水道部のホームページに公表されている「下水道事業中長期改築事業量調査算定支援ツール」を活用しました。同ツールは毎年の施工延長と整備単価により計算を行うツールであることから、汚水事業と雨水事業の平均単価である105千円/mを適用しました。また、毎年の施工延長は、汚水事業と雨水事業の単価の差を考慮し、各年の汚水・雨水事業費の合計を平均単価で除した換算延長を使用しました。

改築需要は、最大で923百万円/年、期間内で平均すると401百万円/年と推定されます。



標準耐用年数で改築した場合の改築の需要見通し

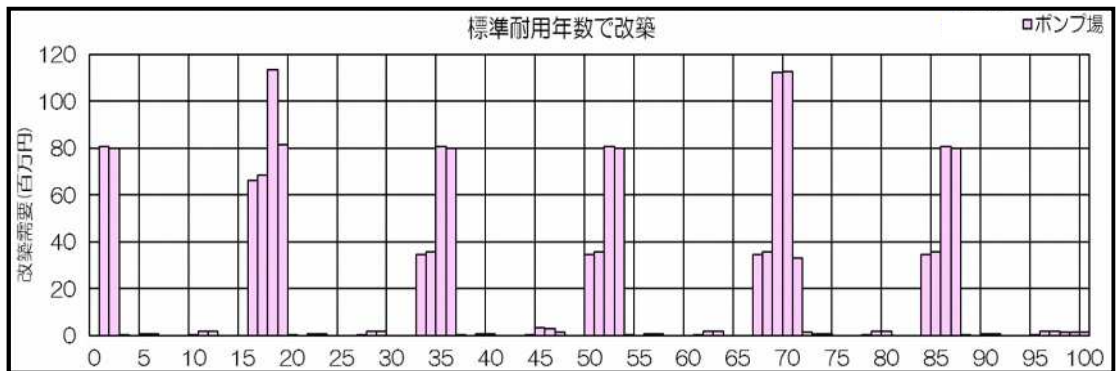
² ストックマネジメント計画 長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を行うための計画のこと。

・中継ポンプ場について

整備済みの機械・電気設備及び土木・建築施設を標準耐用年数で改築するものとして改築の需要を見通しました。機械・電気設備及び土木・建築施設の標準耐用年数は、「機械・電気設備」15年、「土木・建築施設」50年としました。

施設は平成29年度末までに建設済みの施設を対象とし、各年度の改築事業費は、過去の年度別整備費用を「流総指針」に示されている建設費に係る費用関数を用いて、「機械・電気設備」「土木・建築施設」に配分して想定しました。

改築需要は、最大で114百万円/年、期間内で平均すると15百万円/年と推定されます。



標準耐用年数で改築した場合の改築の需要見通し

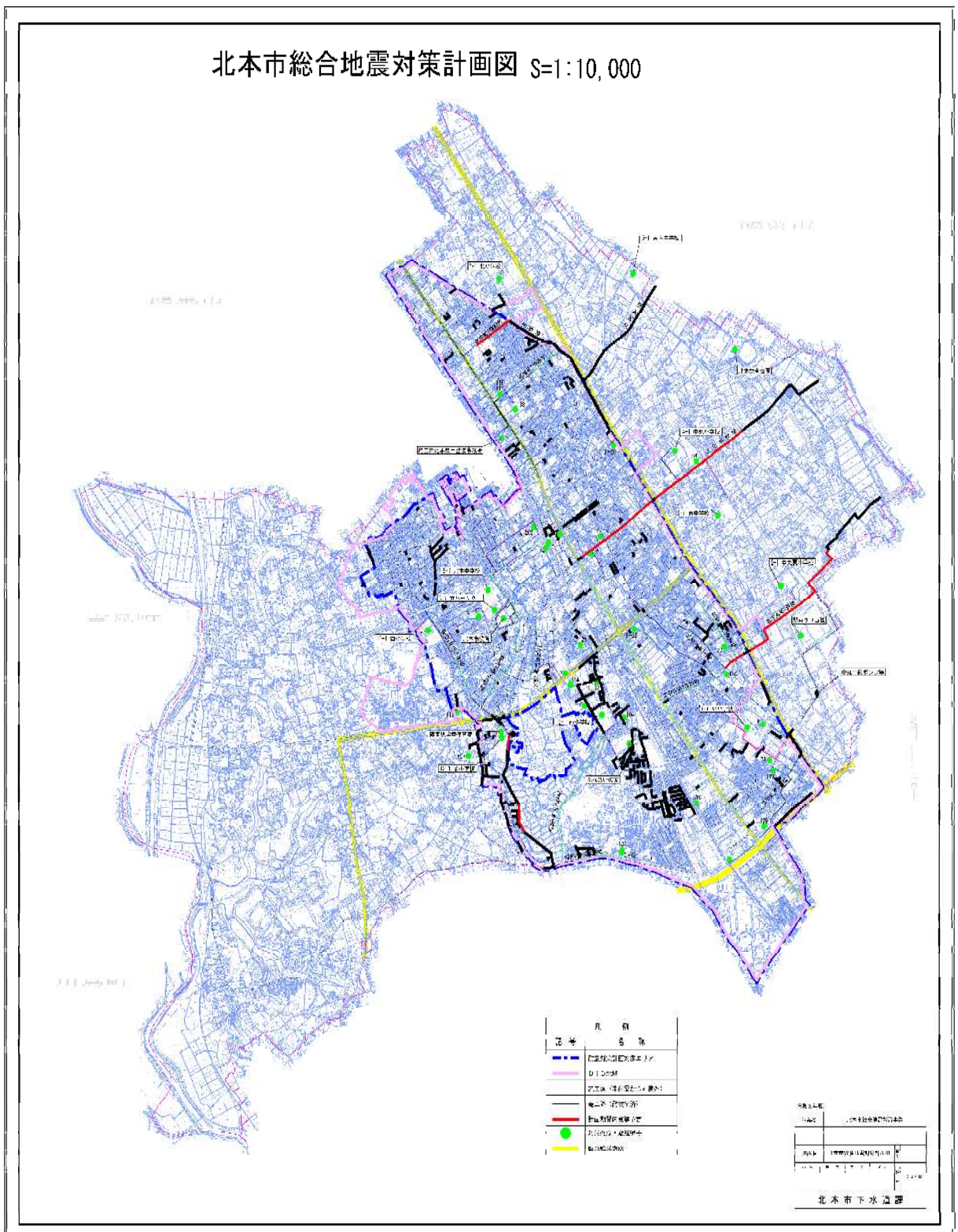
(4) 耐震化の状況

①現状

中継ポンプ場については、耐震診断結果に基づき、平成30年度に耐震対策を実施しました。また、管渠施設については、耐震診断調査を行い、耐震対策を進めています。

②将来見通し

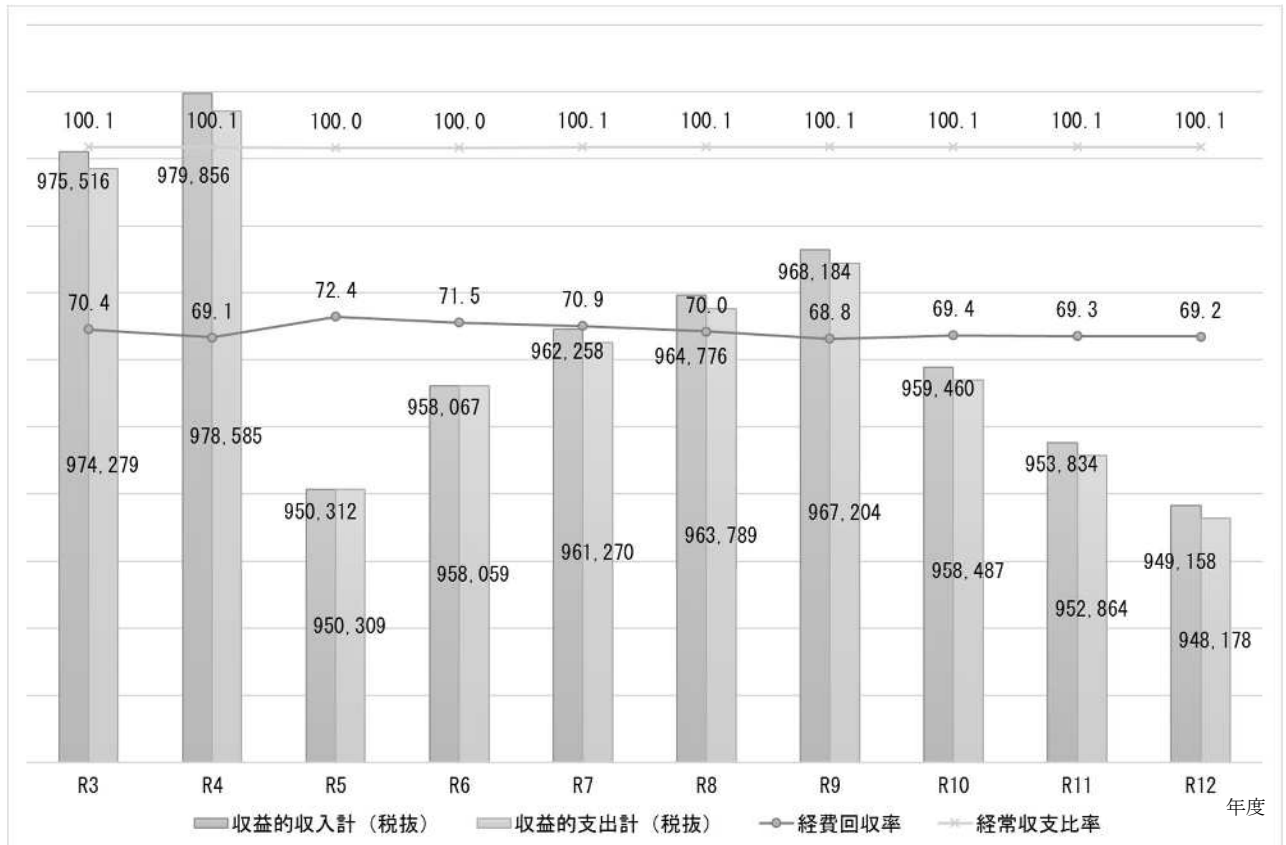
管渠施設について、まず、耐震化の優先度の高い防災拠点や避難所などの施設に接続する管渠や、緊急輸送道路の管渠の耐震診断調査を行い、耐震対策を実施します。



3. 経営状況の将来見通し

経営の健全性を示す経常収支比率³は、100%以上となっていますが、経費回収率は100%を下回っており、本来下水道使用料で回収すべき経費を賄えていない状況となっています。

(単位：千円、%)



4. 効率化・健全化の取組状況

(1) 広域化・共同化

広域化の取組として、埼玉県荒川左岸北部流域下水道へ接続しています。また、共同化の取組として、桶川北本水道企業団（一部事務組合-水道事業）にて、下水道使用料徴収事務の共同処理を行っています。

(2) 建設コストの削減

管路施設基準の見直しや、施工材料の見直しをすることで、投資の合理化を行い、コストの削減を図っています。

³ 経常収支比率 使用料収入などの収益で、維持管理費などの費用をどの程度賄えているかの指標。100%以上が黒字を示し、100%未満は赤字を示します。ただし、他会計補助金等によって収支を均衡させている場合は、経費回収率とあわせて分析する必要があります。

(3) 経営の見える化

平成29年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用したことにより、経営成績（損益計算書）や財政状態（貸借対照表）などの経営状況を正確に把握することが可能となっています。

(4) 資金調達

資金の調達について、資金の安全かつ有利な方法での調達を検討し、金融機関等から企業債の借入れを行っています。

第3章 経営の基本方針

1. 下水道の機能の確保

(1) 施設の適正な管理

下水道施設は市民生活に重要なものであり、その機能の確保のためには日々、施設の維持管理を行っていくことが重要です。供用開始から40年経過することから、これまで以上に下水道施設全体の計画的な維持管理を行う必要があるため、北本市下水道ストックマネジメント計画に基づき、リスク評価等を踏まえ、点検・調査及び対策の優先順位付けを行うとともに、下水道の機能の確保のために適正な管理を行っていきます。

(2) 計画的な改築・更新

施設の適正な管理により予防保全型⁴の施設管理を行っていくためには、計画的に改築・更新事業を行う必要があります。北本市下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な事業の実施に合わせて経費の削減、平準化を図ります。

2. 災害に強い下水道の整備

(1) 施設の耐震化

地震災害の発生に備え、下水道施設の被害を最小限に抑えるとともに、迅速な復旧を可能にするため、既設管等の事前調査などにより改修等を実施し、下水道施設の安全化を推進する必要があります。北本市公共下水道総合地震対策計画に基づき、施設の耐震化を進めることで、減災・事前防災に努めます。

(2) 浸水対策

近年の局地的な集中豪雨や、市街化による地下への浸透水の減少等による浸水被害の早期解消と軽減のため、雨水幹線の整備に加えて、宅地内での雨水流出抑制対策を講じます。

(3) 災害時の対応

北本市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）に基づき、災害時も継続したサービスの提供に取り組みます。また、危機管理、情報管理等のリスク管理のための体制整備、事故や災害などの緊急事態が発生した場合に、職員や委託業者が的確に対応できる体制の整備を推進します。

⁴ 予防保全型 損傷や劣化が進行する前に、適切な対策を行うこと。

3. 事業運営の健全化、効率化

(1) 経営の健全化

地方公営企業の経営の基本原則にあるように、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進のために、最小の費用で効果を上げるために経営の健全化に取り組みます。また、安定した事業経営の実現のために、各計画の進捗管理と定期的な見直しにより、健全な経営が持続できるよう努めます。

(2) 事業の集中と効率化

限られた財源を有効に活用するために、緊急性、必要性の高い事業を見極め、効率的かつ適正な事業執行に努めます。

(3) 下水道の普及促進

下水道は、先行的に施設の整備を行い、この施設を使用してもらうことで使用料を徴収し、この使用料により施設の維持管理等を行っています。供用開始エリア内での未水洗化は、利用者に対する負担の公平性だけでなく、経営の健全性確保の観点からも、下水道への切替えを進める必要があるため、普及促進に努めます。

4. 経営基盤の強化

(1) 独立採算制の原則⁵に基づく適正な使用料徴収

独立採算制の原則による事業運営ができておらず、一般会計からの補助金の補填により、収支均衡を図っている現状です。近年の本市の財政状況からも、独立採算の達成は急務となっています。

また、地方公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とすることから、投資の効率化、維持管理費の削減、公共下水道への接続件数の向上に努めるとともに、使用料の見直し・改定の検討も行い、適正な使用料体系による収入確保に取り組みます。

(2) 適正な資金調達及び管理

事業を実施するにあたって、国補助金や企業債などの財源を有効活用した資金調達に努めます。

また、現金預金の残高の推移等に注視するなどして、適正な資金管理に努めます。

⁵ 独立採算制の原則 公営企業は、当該事業の収入をもって、その経費に充てなければならないという原則（地方財政法第6条）。

5. 人材の育成

(1) 財政マネジメント力の向上

地方公営企業法の適用により、経営成績や財政状態など自らの経営状況の的確な把握が可能になったことにより、さらに高い経営意識と、より広い視野を持つことが必要とされます。職員一人ひとりの意識改革を進め、企業意識の徹底を図るとともに、広い視野を持った経営意識の高い人材の育成を行うことで、財政マネジメント力の向上を図ります。

(2) 技術力の維持・向上

施設の長寿命化と日常の施設の適切な維持管理のために、技術職員の確保と育成を行うことで、技術力の維持・向上に努めます。

第4章 投資・財政計画

1. 収支計画

(1) 収益的収支

区分		年度	令和3年度 (当初予算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
収益的 収入	1. 営業収益 (A)		508,986	503,347	511,640	511,748	510,567	
	(1) 料金収入		491,600	484,914	495,203	495,401	494,152	
	(2) 受託工事収益 (B)							
	(3) その他 () 雨水処理費外書き		86 (17,300)	501 (17,932)	86 (16,351)	86 (16,261)	86 (16,329)	
	2. 営業外収益		466,530	476,509	438,672	446,319	451,691	
	(1) 負担金・補助金		267,165	280,547	246,894	254,926	260,303	
	他会計負担金		53,935	55,797	49,208	49,650	49,805	
	他会計補助金		208,230	219,750	193,140	200,730	205,952	
	その他補助金		5,000	5,000	4,546	4,546	4,546	
	(2) 長期前受金戻入		199,260	195,615	191,447	191,062	191,057	
	(3) その他		105	347	331	331	331	
	収益的収入計 (C)		975,516	979,856	950,312	958,067	962,258	
	収益的 支出	1. 営業費用		910,788	922,119	898,253	905,641	908,537
		(1) 職員給与費		38,378	47,375	43,348	45,833	48,318
基本給			22,175	26,232	25,127	26,603	28,079	
退職給付費								
その他			16,203	21,143	18,221	19,230	20,239	
(2) 経費			371,331	372,208	351,613	351,667	351,763	
動力費			1,167	1,201	1,201	1,201	1,201	
修繕費			13,547	15,092	16,001	16,001	16,001	
材料費			660	660	660	660	660	
維持管理負担金			275,223	275,060	261,103	261,208	260,550	
その他			80,734	80,195	72,648	72,597	73,351	
(3) 減価償却費			501,056	500,142	503,292	508,141	508,456	
(4) 資産減耗費			23	2,394				
2. 営業外費用			63,491	56,466	52,056	52,418	52,733	
(1) 支払利息	雨 汚	2,243 53,816	2,093 46,715	1,986 43,060	1,887 43,485	1,961 43,705		
(2) その他		7,432	7,658	7,010	7,046	7,067		
収益的支出計 (D)		974,279	978,585	950,309	958,059	961,270		
経常損益 (C)-(D) (E)		1,237	1,271	3	8	988		
特別利益 (F)		2	2					
特別損失 (G)		278	277					
特別損益 (F)-(G) (H)		△ 276	△ 275					
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)		961	996	3	8	988		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)								

「経営戦略」策定要領

- ・消費税及び地方消費税相当額について、収益的収支については税抜きで作成すること
- ・「収益的収入 1. 営業収益(3) その他」欄に雨水処理費を()外書きすること
- ・「収益的支出 2. 営業外費用(1) 支払利息」欄は雨水分と汚水分に区分し二段書(上段は雨水分)とすること

(単位：千円)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
504,326	497,491	491,610	484,947	477,751
487,700	480,250	474,599	467,762	460,405
86	501	86	86	86
(16,540)	(16,740)	(16,925)	(17,099)	(17,260)
460,450	470,693	467,850	468,887	471,407
268,836	279,023	276,364	279,093	284,357
49,956	50,009	50,175	50,222	50,205
214,334	224,468	221,643	224,325	229,606
4,546	4,546	4,546	4,546	4,546
191,283	191,339	191,155	189,463	186,719
331	331	331	331	331
964,776	968,184	959,460	953,834	949,158
908,955	913,595	905,597	900,238	895,502
50,803	53,288	55,773	58,258	60,743
29,555	31,031	32,507	33,983	35,459
21,248	22,257	23,266	24,275	25,284
347,163	349,724	339,908	335,745	332,423
1,201	1,201	1,201	1,201	1,201
16,001	16,001	16,001	16,001	16,001
660	660	660	660	660
257,148	253,219	250,240	246,634	242,755
72,153	78,643	71,806	71,249	71,806
510,989	510,583	509,916	506,235	502,336
54,834	53,609	52,890	52,626	52,676
2,193	2,412	2,617	2,808	2,985
45,537	44,069	43,109	42,632	42,490
7,104	7,128	7,164	7,186	7,201
963,789	967,204	958,487	952,864	948,178
987	980	973	970	980
987	980	973	970	980

(2) 資本的収支

区分		年度	令和3年度 (当初予算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資本的 収支	資本的 収入	1. 企業債	269,800	290,700	337,800	277,100	394,500
		うち資本費平準化債					
		2. 他会計出資金					
		3. 他会計補助金	24,000	23,777	71,423	42,835	43,137
		4. 他会計負担金	37,138	33,309	30,807	28,449	26,635
		5. 他会計借入金					
		6. 国(都道府県)補助金	6,500	14,000	30,000	111,000	36,000
		7. 固定資産売却代金					
		8. 工事負担金	2,290	2,215	14,268	24,511	32,670
		9. その他	167	167	167	167	167
	計 (A)	339,895	364,168	484,465	484,062	533,109	
	(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	339,895	364,168	484,465	484,062	533,109	
	資本的 支出	1. 建設改良費	315,920	351,494	488,373	439,072	484,623
うち職員給与費		18,704	18,845	18,854	18,929	19,004	
2. 企業債償還金		404,347	392,892	374,007	347,626	324,100	
3. 他会計長期借入返還金							
4. 他会計への支出金							
5. その他		667	667	667	667	667	
計 (D)	720,934	745,053	863,047	787,365	809,390		
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		381,039	380,885	378,582	303,303	276,281	
補填 財源	1. 消費税及び地方消費税資本的収支調整額	18,914	22,375	29,252	19,282	29,630	
	2. 引継金						
	3. 損益勘定留保資金	298,514	341,096	335,207	284,021	246,651	
	4. その他	63,611	17,414	14,123			
	計 (F)	381,039	380,885	378,582	303,303	276,281	
補填財源不足額 (E)-(F)							
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)		3,697,963	3,517,524	3,481,317	3,410,791	3,481,191	

○他会計繰入金

区分		年度	令和3年度 (当初予算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収益的収支分			279,465	293,479	284,567	293,304	299,293
	うち基準内繰入金		71,235	73,729	72,114	72,502	72,746
	うち基準外繰入金		208,230	219,750	212,453	220,802	226,547
資本的収支分			61,138	57,086	102,230	71,284	69,772
	うち基準内繰入金		37,138	33,309	30,807	28,449	26,635
	うち基準外繰入金		24,000	23,777	71,423	42,835	43,137
合計			340,603	350,565	386,797	364,588	369,065

「経営戦略」策定要領

・消費税及び地方消費税相当額について、資本的収支については税込みで作成すること

(単位：千円)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
148,100	148,000	160,100	167,200	172,200
43,847	42,804	53,810	53,856	50,393
25,222	23,842	24,007	25,520	26,913
21,000	21,000	23,000	23,000	23,000
35,832	38,620	29,840	22,760	17,720
167	167	167	167	167
274,168	274,433	290,924	292,503	290,393
274,168	274,433	290,924	292,503	290,393
226,463	227,543	234,623	239,703	234,783
19,079	19,154	19,229	19,304	19,379
295,763	272,417	247,664	237,068	220,897
667	667	667	667	667
522,893	500,627	482,954	477,438	456,347
248,725	226,194	192,030	184,935	165,954
7,293	7,351	7,589	8,545	8,737
241,432	218,843	184,441	176,390	157,217
248,725	226,194	192,030	184,935	165,954
3,333,529	3,209,112	3,121,548	3,051,681	3,002,984

(単位：千円)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
308,912	320,336	317,616	320,809	326,777
73,145	73,422	73,809	74,052	74,211
235,767	246,914	243,807	246,757	252,566
69,069	66,646	77,817	79,376	77,306
25,222	23,842	24,007	25,520	26,913
43,847	42,804	53,810	53,856	50,393
377,981	386,982	395,433	400,185	404,083

2. 投資について

(1) 目標

荒川左岸北部流域関連北本公共下水道事業計画に基づき、事業計画区域の污水管渠の新規整備を進めるとともに、整備済の地域における下水道への切替えの促進に努め、水洗化率⁶の向上を目指します。また、下水道施設の耐震化対策及び老朽化対策を計画的に実施します。さらに、近年の集中豪雨等による浸水被害の状況を踏まえ、雨水幹線の整備を進めます。

当面の具体的な目標は、第五次北本市総合振興計画後期基本計画の目標値とします。

	令和2年度末	目標値
・公共下水道整備率（污水）	84.9%	93.7%
・水洗化率	99.6%	99.8%
・マンホール耐震化数	5基	76基
・床上、床下浸水戸数	0戸	0戸／年
・冠水による生活道路の通行止め数	0件	0件／年

(2) 整備・更新について

①整備事業

荒川左岸北部流域関連北本公共下水道事業計画に基づき、事業計画区域の公共下水道の整備を進めます。

計画期間の主な内容

- ・公共下水道整備（污水） 事業費 約1,251百万円

②更新事業

下水道施設の定期的な点検・調査により、健全な機能を維持し、延命化を図るために下水道施設の更新・改築等を計画的に行います。

計画期間の主な内容

- ・公共下水道改築 事業費 約108百万円
- ・中丸中継ポンプ場設備改築（污水） 事業費 約111百万円

⁶ 水洗化率 処理区域内人口に対する水洗化人口の割合。水洗化人口とは、処理区域内で実際に公共下水道に接続し、下水道を使用している人口のこと。

3. 財源について

(1) 算出方法について

① 下水道使用料

計画水洗化人口⁷に、事業計画に示す家庭汚水量原単位⁸を乗じて年間有収水量⁹を算出し、これに令和2年度の有収水量に対する使用料調定額の比率を乗じた額を計上。

② 国補助金

今後も同程度の支援が継続されると想定し、現在の交付要綱に基づき、事業費に対する交付額を計上。

③ 受益者負担金

汚水管渠の新規整備面積に各整備区域の受益者負担金の単価を乗じて算出した賦課徴収額を計上。

④ 企業債

地方財政法第5条の3第10項による地方債同意等基準に基づき、事業費に対する必要額を算出して計上。

⑤ 他会計負担金

総務省から示される「地方公営企業繰入金について」の基準をもとに、基準内繰入金の対象となる経費を算出して計上。

(2) 財源の確保

他会計補助金を受けていますが、これは収入の不足分を補填するための財源となっています。経費回収率が100%を下回っており、下水道使用料で回収すべき経費を賄っていない状況です。収支計画上は、収入の不足額を他会計補助金により補填することで、収支の均衡を図っていますが、今後は適正な使用料収入の確保のために、使用料の見直し・改定の検討が必要です。

4. 投資以外の経費について

(1) 災害対策について

① 下水道施設の耐震化

北本市公共下水道総合地震対策計画に基づき、点検・調査や修繕により下水道施設の機能確保に必要な耐震化対策を実施します。

計画期間の主な内容

・ 公共下水道耐震化 事業費 約 157 百万円

⁷ 計画水洗化人口 第五次北本市総合振興計画後期基本計画の将来人口推計値をもとに、新規整備により公共下水道に接続すると見込まれる人口を加算して算出した、水洗化人口の計画値。

⁸ 家庭汚水量原単位 生活汚水量に営業汚水量を含めた、1人1日あたりの計画汚水量。

⁹ 年間有収水量 使用料の徴収対象となる1年間の水量。上水道等の使用水量のこと。

②浸水対策

近年の浸水被害の状況を踏まえ、雨水幹線の整備を進めます。

計画期間の主な内容

- ・都市浸水対策（雨水） 事業費 約 171 百万円

(2) 経費削減対策について

①不明水対策

不明水は、使用料の徴収対象にならない処理水であり、経営の圧迫につながるだけでなく、処理施設への負荷などが懸念されます。令和2年度における本市の有収率¹⁰は、70.6%と県内団体平均 77.4%（令和元年度決算値単純平均の参考値）と比較しても低位であり、不明水に対する処理費用を多く負担している状況にあります。

汚水管渠等の老朽化を改善することにより、不明水の削減につながると考え、北本市下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築等を実施します。

計画期間の主な事業内容

- ・公共下水道改築 事業費 約 108 百万円

(3) その他算出方法について

①動力費・材料費

過去の実績を踏まえて計上。

②維持管理負担金

計画水洗化人口から算出した年間有収水量と計画地下水量¹¹をもとに年間汚水処理水量を算出し、これに維持管理負担金単価を乗じたうえで、過去の実績を踏まえて計上。

③企業団事務費負担金

計画水洗化人口を1世帯あたり人口で除して世帯数を算出し、これを下水道使用件数として企業団事務費負担金単価を乗じて算出した額を計上。

④人件費

令和3年度当初予算で想定した予算額及び想定した職員に対する昇給増額を毎年度反映させて算出した額を計上。

⑤企業債償還金・支払利息

各年度の借入額に対し、事業に応じて借り入れ条件（3月1日借入、年利2.0%、元金均等返済、30年償還（据置なし）または20年償還（据置なし））を設定して算出した額を計上。

¹⁰ 有収率 下水道で処理した汚水量に対する有収水量の割合。

¹¹ 計画地下水量 地下水量原単位をもとに算出した、汚水管渠やマンホール等から侵入すると見込まれる地下水量。

5. 収支計画に未反映の取組や今後検討予定の取組について

(1) 投資について

①最適化

人口動態や社会情勢に合わせて、最適な汚水処理方法での整備を検討するとともに、これまでの整備計画を見直し、効率的な区域の設定を検討します。

②投資の平準化

北本市下水道ストックマネジメント計画に基づき、今後増加が予想される改築・修繕等費用について、計画的に事業を進め、機能確保に向けた投資の平準化を目指します。

(2) 財源について

①使用料の見直し・改定

平成16年度から5年に1度、定期的な使用料の見直し・改定を行ってきましたが、平成26年度・令和元年度の見直し・改定は消費税等の増税の時期と重なり、使用者の負担増を考慮して実質的な改定は見送られました。

しかし、地方財政法や地方公営企業法では、下水道事業の経営に要する経費はその経営に伴う収入をもって充てなければならないとされていますが、現状、収入の不足分を他会計補助金で補填しており、本来使用料で回収すべき費用を70%程度しか賄えていません（令和2年度における経費回収率74.3%）。

また、令和2年2月に北本市下水道事業審議会から「下水道使用料の改定に関する答申書」が提出され、安定した収入源としての下水道使用料の引き上げが必要であるとともに、まずは市民生活に与える影響に配慮して目標回収率を約80%とする答申がなされたところです。

以上のことから、下水道事業経営の独立採算と受益者負担の観点からも、使用料の見直し・改定を行い、適正な使用料徴収を目指します。

②短期的な支払能力の向上

令和3年度の流動比率¹²の見込みは約38.1%であり、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払う負債を賄えないことから、支払能力を高めるための経営改善が必要となります。今後、流動負債は減少が予想されますが、経営基盤の安定化に向けて、経営状況を分析しながら、借入と償還のバランスを考慮した資金調達を目指します。

③その他

使用料以外で適切に収入増を見込める取組がないか検討していきます。

¹² 流動比率 短期的な債務に対する支払能力を示す指標。100%を下回る場合は、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えないということ。

(3) 投資以外の経費について

①その他

引き続き、最大限の削減努力を行うとともに、他にも取り組めることがないか検討していきます。

第5章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略は、令和12年度までの10年間の計画となっておりますが、社会経済情勢の変化が激しい昨今においては、下水道事業を取り巻く環境も大きく変化していくことが想定されます。

そこで、変化していく社会経済情勢を踏まえながら本経営戦略に掲げた取組等を実施するため、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、収支構造の更なる適正化に向けて、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的に検証・見直しを行い、投資・財政計画と実績とのかい離及びその原因等の分析並びに将来予測等の見直しを通じて、経営戦略を改定します。

第6章 経費回収率の向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（国土交通省事務連絡 令和2年7月22日）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

経費回収率の向上に向けて、令和4～5年度に下水道使用料の在り方を検討し、令和6年度に経費回収率80%を目指した下水道使用料の改定を予定します。

また、令和8～9年度に下水道使用料の在り方を改めて検討し、令和10年度に経費回収率100%を目指した下水道使用料の改定を予定します。

経費回収率の向上に向けたロードマップ

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
経営戦略の改定	下水道使用料の在り方を検討		下水道使用料の改定	経営戦略の改定	下水道使用料の在り方を検討		下水道使用料の改定	経営戦略の改定	

業績目標：経費回収率を、令和7年度決算で80%、令和11年度決算で100%とする。

第7章 下水道使用料改定による財源試算

第6章の「経費回収率の向上に向けたロードマップ」に基づき、使用料を改定すると仮定した場合、使用料収入がどれだけ増加するかの財源試算を以下に示します。

なお、この財源試算は仮定に基づくシミュレーションであり、実際に使用料の改定を行う実施時期等については、社会経済情勢等を考慮しながら、慎重に判断していきます。よって、本経営戦略をもって、使用料の改定を行うこと及びその実施時期等について決定するものではありません。

下水道使用料改定による財源試算

(単位：千円)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
改定前使用料	495,401	494,152	487,700	480,250	474,599	467,762	460,405
改定後使用料	554,231	552,834	545,615	537,281	683,175	673,333	662,743
改定による増加分	58,830	58,682	57,915	57,031	208,576	205,571	202,338

改定後使用料の算出方法について

収支計画をもとに算出した汚水処理原価¹³に、目標年度の経費回収率を乗じて使用料単価¹⁴を算出し、この単価に収支計画で想定した年間有収水量を乗じて算出。

目標年度の経費回収率：令和6年度 80% 令和10年度 100%

¹³ 汚水処理原価 下水道使用料から回収すべき有収水量1 m³あたりの汚水処理費用。

¹⁴ 使用料単価 有収水量1 m³あたりの下水道使用料収入。

